

工業会の証明書発行サービスについて

DJI製品の「工業会の証明書」は、DJI JAPAN カスタマーサポートが発行手続きの窓口となります。

申請書をメールで提出いただき、発行手数料の着金が確認できた後、3~4週間程度でお手元に届く予定です。

【対象ラインナップ】

(機体)

[DJI Enterprise] Matrice 400、Matrice 350 RTK、Matrice 4E、Matrice 4T

[DJI Enterprise Payload] Zenmuse L2、Zenmuse L3

[DJI Agriculture] T10、T25、T50、T25P、T70P

[DJI Delivery] DJI FlyCart 30、DJI FlyCart 100

※上記以外のカメラやアクセサリー類に関する証明書は発行されません。

【申し込み手順】

■ gkas.jp@dji.com 宛に、以下の通りメールでご連絡ください。

1. 必要事項を記載した申請書、証明書の受取人情報(郵便番号、住所、氏名)を記載しメールしてください。
2. 申請書に記載された内容を確認した後、弊社よりご連絡いたしますので、記載内容に従い発行手数料をお振込みください。
3. 振込人名義、振込日時、金額について、弊社へメールでご連絡ください。
4. 申請と着金確認が済みましたら、手続き完了です。
5. 3~4週間程度で、弊社より証明書原本が郵送されます。(Zenmuse L2、Zenmuse L3を除く)
6. Zenmuse L2、Zenmuse L3の工業会証明書発行は、メール(PDFデータでの発行)での発行となります。

※押印は電子印となります。

【発行手数料】

1枚当たり 12,000 円(税込)

1機種、1台あたり、1枚で発行されます。

例えば機体を2台分ですと、2枚で 24,000 円となります。

※Zenmuse L2、Zenmuse L3につきましては、1枚当たり 11,000 円(税込)となります。

【お振込先 口座情報】

銀行コード／銀行名 : 0009／三井住友銀行

店番号／支店名 : 200／本店営業部

口座番号 : 普通 3673505

振込先 : ディジエイアイジャパン カブシキガイシャ

・お振込みが完了したら、【振込人名義、振込日時、金額】を記載し gkas.jp@dji.com ヘメールにてご連絡ください。

・弊社で着金確認が出来ない状態では、工業会へ発行の申請ができず、手続きが止まってしまいます。

【補足情報】

■ サービス概要

「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等 及び 生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書」として、DJI JAPAN が工業会に申請し、お客様へ証明書をお届けします。

■ 制度に関するお問い合わせ先

証明書を用いて申請する各種税制措置については、中小企業庁へお問い合わせください。

・証明書の概要(中小企業庁の web サイト)

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

以上